

## 非正規労働契約に関する基礎的法務①

昨今、非正規社員に関する労働問題がクローズアップされています。このテーマに関連して、基本的な法律知識を解説します。

1. 雇用契約の形態は、正社員と非正規社員の2種類に大きく分類されます。

正社員…終身雇用、包括契約。正社員用の就業規則が適用されます。

非正規社員…有期雇用、パートタイム労働、社外労働者等、正社員とは異なる雇用形態ですが、法的な定義はありません。

2. 非正規社員には、以下の種類があります。

(1) パートタイマー

「フルタイム労働者」に対する観念です。当該企業における正規（フルタイム）の所定労働時間（日数）よりも少ない時間（日数）で働く労働者をいいます。

(2) アルバイト

通常の労働者に比べて短時間の勤務か、同じ時間の場合には一定の期間を限った勤務で、パートタイマーに比べて不規則または不定期か、通常労働者の補てん、または時間外、深夜の時間帯の勤務を目的とするなど特定勤務を行う簡易雇用者をいいます。学生、予備校生、就職待機者いわゆるフリーター等の期間雇用者が中心です。

(3) 契約社員

法的な定義はありません。一般的には、雇用期間を定めた比較的高度の専門職の場合をいいます。

厚生労働省の『就業形態の多様化に関する総合実態調査』の定義では、「専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間の定めのある者。」とされています。

(4) 嘱託社員

種々の雇用形態を含む幅広い概念で、企業社会においては多様な雇用形態がこの名称で呼ばれています。一般にはこの名称の雇用は、終身雇用や年功賃金体系になじまない中途採用者で従事業務を特定し、正規社員への転換や登用といったことをまったく予定しない雇用契約で、雇用期間を定めた雇用が通例です。個人請負、業務委託、コンサルタント、アドバイザー等も含む場合があります。

(5) 臨時社員（季節雇用者）

はじめから一定の期間や終期を定めた一時的な雇用契約をいい、原則として雇用期間の更新は予定していないものか、更新しても長期の更新は予定しない労働

者をいいます。

(6) 日雇社員

文字どおり日々雇用される雇用形態の社員又はそれに準ずる登録型の介護労働者等をいい、「非常勤」雇用もこれに該当します。

(7) 派遣社員

①業務派遣社員

自社製品の販売促進等のために問屋やデパート等に自社（又は子会社等）の雇用する店員を派遣して自社商品の説明、宣伝・販売にあたるものや、メーカーが自社製品の機械の修理、部品交換等のメンテナンスやクレーム処理にあたるために販売店に自社の社員を派遣し、駐在員等と称して派遣先で自社業務に従事する労働者。この形態は、労働者派遣法にいう「派遣労働者」には該当しません。

②人材派遣社員（派遣労働者）

自社の雇用する労働者を他社に派遣して他社の指揮命令の下に労働に従事させるもので、労働者供給形態の雇用関係。この形態が労働者派遣法にいう派遣労働者です。

(8) 出向社員

出向元企業との労働契約関係を存続させたまま、出向先企業に対して労務提供を行う労働者をいいます。

以 上

2009/3/18